



平成 30 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 リンテック株式会社  
代表者名 代表取締役社長 西尾弘之  
コード番号 7966 東証第 1 部  
問い合わせ先 取締役 常務執行役員  
総務・人事本部長 望月経利  
(TEL. 03 - 5248 - 7711)

## 役員報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、平成 30 年 6 月 21 日開催予定の当社第 124 期定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に役員報酬制度の改定に関する議案を付議することといたしましたので、お知らせいたします。

役員報酬制度の改定は、「譲渡制限付株式報酬制度の導入（下記Ⅰ）」および「現任の取締役が所有している当社の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の行使条件変更（下記Ⅱ）」からなり、その詳細はそれぞれ次のとおりであります。

記

### Ⅰ. 譲渡制限付株式報酬制度の導入について

#### 1. 譲渡制限付株式報酬制度の導入目的等

##### (1) 譲渡制限付株式報酬制度の導入目的

譲渡制限付株式報酬制度（以下、本節において「本制度」という。）は、当社の取締役（社外取締役であるものおよび監査等委員であるものを除く。以下、「対象取締役」という。）の自社株式保有をさらに促進することにより株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有させ、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的に、対象取締役に対する現行の長期インセンティブ報酬（「株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権」および基本報酬に含まれる「役員持株会への拠出」）に代えて、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度を導入するものです。

##### (2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、平成 27 年 6 月 24 日開催の当社第 121 期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額は、基本報酬額年額 450 百万円以内（うち社外取締役分は年額 20 百万円以内）、賞与年額 150 百万円以内、株式報酬型ストックオプション年額 30 百万円以内として、ご承認をいただいておりますが、本株主総会では、上記株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額の定めを廃止し、当社の取締役の報酬に占める株式報酬の比率向上等を総合的に勘案いたしまして、上記の基本報酬および賞与に関する報酬額の定めとは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額 60 百万円以内として設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

また、取締役の報酬に占める株式報酬の比率を向上させるため、上記基本報酬に関する報酬の額の定めを年額 30 百万円減額し、年額 420 百万円以内（うち社外取締役 20 百万円以内）といたします。この基本報酬額の減額と、上記株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額（年額 30 百万円以内）の定めを廃止により、対象取締役の報酬の総枠を変更することなく、株式報酬の比率が向上することとなります。

## 2. 本制度の概要

### (1) 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記(3)に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

### (2) 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数 30,000 株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

### (3) 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

#### ① 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、その割当てを受けた日から 30 年間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

#### ② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記①の譲渡制限期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

#### ③ 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役および執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

#### ④ 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、来期より当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

## II. 株式報酬型ストックオプションの行使条件の変更について

平成 18 年 6 月 29 日開催の当社第 112 期定時株主総会において当社の取締役に対する株式報酬型ストックオプション制度が導入されて以降、本株主総会の開催日までに当社が発行したすべての株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権のうち、「現任の取締役が保有しているもの（計 673 個）」について、次のとおり行使条件を変更する予定です。

《変更前》当社の取締役、監査役、執行役員および常勤顧問のいずれかの地位\*を喪失した日の翌日から 5 年間に限り新株予約権を行使することができる。

※平成 24 年 6 月 26 日以前に発行されたものについては「取締役の地位」

《変更後》当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から 10 日以内に新株予約権を行使することができる。

以 上